

〇〇地域住宅団地再生事業計画 (案)

※タイトルは自由だが、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）に基づく「地域住宅団地再生事業計画」であることが分かるよう、少なくとも副題等で明記することが望ましい。

令和〇〇年〇〇月
〇〇市

目 次

第 1 章 事業の基本的な方針

1. 区域の設定
2. 計画の趣旨・方向性
3. 関連計画等と本計画との関係
4. 地域再生協議会
5. 根拠法令

第 2 章 計画対象地域における現状・課題

1. 現状
2. 課題

第 3 章 計画対象地域における事業・取組

1. 全体概要
2. 事業実施地域の全体イメージ
3. 個別の事業・取組内容

第 4 章 計画に基づく特例

1. 用途地域の制限に係る許可の特例
2. 特別用途地区等に係る承認の特例
3. 都市計画の決定等の特例
4. 建築物の容積率の算定に係る認定の特例
5. 建築物の高さの限度に係る許可の特例
6. 特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用
7. 都市公園の占用の許可の特例
8. 有料老人ホームの届出の特例
9. 居宅サービス事業等に係る指定の特例
10. 一般旅客自動車運送事業の許可等の特例
11. 自家用有償旅客運送の登録等の特例
12. 貨物利用運送事業法の特例
13. 貨物自動車運送事業法の特例

第 5 章 計画の成果目標の設定

1. 目標の設定
2. スケジュールについて

第1章 事業の基本的な方針

1. 区域の設定

ここでは、計画の対象となる区域を記載。法第17条の36第4項により、地域住宅団地再生区域（計画の対象となる地域）の区域を明記する必要がある。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することも考えられる。

2. 計画の趣旨・方向性

ここでは、計画の基本コンセプト等を記載。住宅団地を取り巻く状況や課題を踏まえ、地域住宅団地再生事業の推進により目指していくまちのビジョンや取組の基本方針等について、ここで記載することが考えられる。

3. 関連計画等との関係

ここでは、地域住宅団地再生事業計画と関連計画（市町村マスタープラン、立地適正化計画、市町村高齢者居住安定確保計画、地域公共交通計画等）との調和が保たれている旨を記載。各計画の関係者との連携を図る旨についても記載することが考えられる。

4. 地域再生協議会

ここでは、計画を作成する際に協議する協議会について記載。

地域再生協議会の構成員、協議実績（協議の際に出た主な意見、協議会の開催実績など）を記載することが考えられる。

5. 根拠法令

ここでは、計画作成の根拠法令を記載。

（例）法第17条の36第1項に基づき、〇〇市地域住宅団地再生事業計画を作成する。

第2章 計画対象地域における現状・課題

1. 現状

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4-1」及び「5-〇」に記載した地域の現状を参考にして記載。データを用いて詳細に記載することが考えられる。

2. 課題

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4-2」及び「5-〇」に記載した地域の課題を基にして記載。データを用いて詳細に記載することが考えられる。

第3章 計画対象地域における事業・取組

法第17条の36第4項では、地域住宅団地再生事業計画におおむね記載するものとする事項が規定されているため、以下で示す本章の記載を参考にすること。

【参考】地域再生法（抜粋）

（地域住宅団地再生事業計画の作成）

- 4 地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針
 - 二 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 三 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 四 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 五 地域住宅団地再生区域において住民の交通手段の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 六 地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項

1. 全体概要

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5－1」に記載した計画対象地域における事業をまとめた内容を基にして記載。住宅団地が活力を維持し、住民が持続的に生活できるようにするためのポイントなどを記載することが考えられる。

2. 事業実施地域の全体イメージ

ここでは、計画対象地域の位置が分かる内容とともに、「3. 個別の事業・取組内容」で記載するそれぞれの取組をどの地域で実施する予定であるのか分かるように記載。写真や図などを用いることも考えられる。

3. 個別の事業・取組内容

- (1) 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 2 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。事業の概要や目的、事業の実施主体の名称や所在地、事業実施の期間などを記載することが考えられる。

- (例) ①病院、診療所、保育施設、スーパーマーケット、コミュニティセンター等当該区域の住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設
②上記の施設を整備のために必要な土地の確保、整備のための費用の補助、その他の当該施設を整備のために認定市町村が講ずべき施策

- (2) 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 3 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

- ①サービス付き高齢者向け住宅に関する事項
②有料老人ホームに関する事項

ここでは、上記①、②それぞれについて、事業の実施主体の名称や所在地、事業実施の期間、事業の規模などを記載することが考えられる。

- (3) 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 4 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

- ①居住サービス事業に関する事項
②地域密着型サービス事業に関する事項
③介護予防サービス事業に関する事項
④地域密着型介護予防サービス事業に関する事項
⑤介護予防・生活支援サービス事業に関する事項

ここでは、上記①～⑤それぞれについて、サービスの概要や目的、事業の実施主体や所在地、事業実施の期間などを記載することが考えられる。

- (4) 地域住宅団地再生区域において住民の交通手段の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 5 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。実施主体の法人名などを記載しつつ、データを用いて詳細に記載することが考えられる。

- (5) 地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 6 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。事業運営主体や想定している関係団体との調整方法、頻度等を記載することが考えられる。

- (6) その他地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 36 第 4 項第 7 号）

ここでは、認定を受けた地域再生計画「5-1」及び「5-2」に記載した地域の取組を基にして記載。事業運営主体や想定している関係団体との調整方法、頻度等を記載することが考えられる。

第 4 章 計画に基づく特例

以下の「1. 用途地域の制限に係る許可の特例」、「2. 特別用途地区等に係る承認の特例」、「3. 都市計画の決定等の特例」、「4. 建築物の容積率の算定に係る認定の特例」、「5. 建築物の高さの限度に係る許可の特例」、「6. 特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用」、「7. 都市公園の占用の許可の特例」、「8. 有料老人ホームの届出の特例」、「9. 居宅サービス事業等に係る指定の特例」、「10. 一般旅客自動車運送事業の許可等の特例」、「11. 自家用有償旅客運送の登録等の特例」、「12. 貨物利用運送事業法の特例」又は「13. 貨物自動車運送事業法の特例」を活用する場合は、以下に示すそれぞれの記載の（2）に係る内容を記載する必要がある。なお、以下の記載様式はあくまで参考例である。

1. 用途地域の制限に係る許可の特例（法第 17 条の 40）

（1）特例を活用する事業の概要

(2) 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住居専用地域建築物整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 40 第 1 項に係る「用途地域の制限に係る許可の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

※「各事項については、併せて記載することも可」

- ・当該事業を実施する区域
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針（当該区域内の用途地域の指定の目的に反しないものに限る。）
- ・建築物の整備を促進する理由

上記に加えて、法第 17 条の 40 第 2 項の特例（特例許可申請後の建築審査会の同意を不要とする）を活用する場合は、以下についても記載。

- ・整備しようとする建築物について、住居専用地域における住居の環境を悪化させないために講じる措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項（建築審査会の同意を得る際には、特例を適用する建築物の設計内容（変更後の用途、平面図等の詳細計画）を併せて提出すること。）

＜記載イメージ＞

例えば、第 17 条の 40 の特例を用いて、地域住宅団地再生区域内の第一種低層住居専用地域において、地域住民の生活利便性の向上のためにコンビニエンスストアの整備を促進する場合

- ・地域住宅団地再生区域の中で当該事業を実施する区域の地番及び当該区域の位置が分かる地図
- ・第一種低層住居専用地域において、コンビニエンスストアの整備を促進するため、用途制限の緩和を行うという内容
- ・地域住民の生活利便性の向上と住居環境の維持のバランスを鑑みて、コンビニエンスストアの立地、規模等の内容（例えば、半径 500m 以内に類似用途がない、幅員 9 m 以上の幹線道路沿道に限る、店舗の床面積 200 m²以内など）
- ・当該住宅団地における地域住民の生活の利便性の向上を図るために、生活利便施設を整備するという方針
- ・地域住民が買い物を行う施設が不足している現状と、地域住民のニーズに照らしてその整備が必要な理由
- ・住居専用地域における住居の環境を悪化させないために講じる措置（例：騒音の発生を抑えるために遮音性能を有する外壁を使用することや騒音の小さい機器を使用すること等）

2. 特別用途地区等に係る承認の特例（法第 17 条の 41）

（１）特例を活用する事業の概要

（２）①地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特別用途地区建築物整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 41 に係る「特別用途地区等に係る承認の特例」のうち建築基準法第 49 条第 2 項の承認に係るものを活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

- ・当該事業を実施する区域
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る特別用途地区について建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする同法第 48 条第 1 項から第 4 項までの規定による制限の緩和の内容

<記載イメージ>

- ・ 地域住宅団地再生区域の中で当該事業を実施する特別用途地区の地番及び当該区域の位置が分かる地図
- ・ 特別用途地区内で、例えば、住宅団地の住民の生活の利便性の向上を目指して、スーパーマーケット等の商業施設の整備を促進するため、用途制限を緩和するという内容
- ・ 用途地域の指定の目的に反していないかどうかについての国土交通大臣による妥当性の判断に資するよう、特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づき条例で定めようとする制限の緩和の内容が、明確にわかるような条例案の概要等

②地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う地区計画等建築物整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 41 に係る「特別用途地区等に係る承認の特例」のうち建築基準法第 68 条の 2 第 5 項の承認に係るものを活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

- ・当該事業を実施する区域
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第 68 条の 2 第 5 項の規定により同条第 1 項の規定に基づく条例で定めようとする同法第 48 条第 1 項から第 4 項までの規定による制限の緩和の内容

3. 都市計画の決定等の特例（法第 17 条の 42）

（１）特例を活用する事業の概要

(2) 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画建築物等整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 42 に係る「都市計画の決定等の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

- ・当該事業を実施する区域
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る都市計画に定めるべき事項

4. 建築物の容積率の算定に係る認定の特例（法第 17 条の 43）

(1) 特例を活用する事業の概要

(2) 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 43 に係る「建築物の容積率の算定に係る認定の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。「当該事業を実施する区域（特定区域）」には、特例が適用される住宅を含む任意の範囲を定める。また、いずれかの項目において、特例が適用される住宅の種類（戸建住宅・共同住宅）、当該特例について想定する特定建築物の用途（住宅を用途変更することによって導入する施設）についても記載すること。

※「各事項については、併せて記載することも可」

- ・当該事業を実施する区域（特定区域）
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針
- ・当該事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

＜記載イメージ＞

例えば、第 17 条の 43 の特例を用いて、特定区域の共同住宅において地域住民の生活利便性の向上のためにコワーキングスペースやシェアオフィスの整備を促進する場合

- ・ 地域住宅団地再生区域の中で当該事業を実施する区域の地番及び当該区域の位置が分かる地図
- ・ 従前の用途が共同住宅であって、容積率に算入されない部分を有しており、特定施設の用途へ変更することによって容積率規制の緩和を行うという内容
- ・ 当該住宅団地における地域住民の生活の利便性の向上を図るために、生活利便施設を整備するという方針
- ・ 特定建築物が不足している現状と、地域住民のニーズに照らしてその整備が必要な理由

5. 建築物の高さの限度に係る許可の特例（法第 17 条の 44）

（１）特例を活用する事業の概要

（２）地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する次に掲げる事項

法第 17 条の 44 に係る「建築物の高さの限度に係る許可の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。「当該事業を実施する区域（特定区域）」には、特例が適用される学校を含む任意の範囲を定める。また、いずれかの項目において、想定する特定建築物の用途（学校を用途変更することによって導入する施設）についても記載すること。

※「各事項については、併せて記載することも可」

- ・当該事業を実施する区域（特定区域）
- ・当該事業の内容
- ・当該事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針
- ・当該事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

＜記載イメージ＞

例えば、第 17 条の 44 の特例を用いて、特定区域の学校において地域住民の生活利便性の向上のために診療所の整備を促進する場合

- ・地域住宅団地再生区域の中で当該事業の実施対象である学校の所在地（住所又は地番）及び当該学校の位置が分かる地図
- ・従前の用途が学校であって、低層系の住居専用地域ごとに都市計画により定められた高さを超える部分を有しており、特定施設の用途へ変更することによって高さ規制の緩和を行うという内容
- ・当該住宅団地における地域住民の生活の利便性の向上を図るために、生活利便施設を整備するという方針
- ・特定建築物が不足している現状と、地域住民のニーズに照らしてその整備が必要な理由

6. 特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及びその敷地の使用（法第 17 条の 45）

（１）当該事業に係る特定建築物及びその敷地を活用する事業の概要

（２）特定区域において地域再生推進法人が行う特定区域学校用途変更特定施設運営事業に関する次に掲げる事項

- ・当該事業の実施主体である地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地
- ・特定区域の区域
- ・特定施設の種類及び運営の方法

- ・ 時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の当該特定建築物及びその敷地の使用の条件
- ・ 事業実施期間

＜記載イメージ＞

例えば、特定区域内の廃校になった旧小学校施設において整備された地域住民の交流スペース（特定施設）を地域再生推進法人が安価な貸付けを受けて運営する場合

- ・ 特定施設を運営する地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地
- ・ 特定区域の中で当該事業を実施する廃校の地番及び特定区域と廃校の位置が分かる地図
- ・ 交流スペースの用途、規模等（廃校が交流スペースとしてまだ整備されていない場合は整備主体、整備時期等も記載することが望ましい）
また、整備された交流スペースを地域再生推進法人が運営するに当たっての施設の運営方法（普通財産の貸付けを受けること、貸付けを受けて運営をしていくに当たっての交流スペースの開館日時、管理方法等）
- ・ 地域再生推進法人が時価よりも低い対価で特定施設の貸付けを受けるという内容（周辺の相場、地域再生推進法人に安価に貸付けを行う理由等）
- ・ 事業実施期間

なお、当該事業を実施するに当たって、廃校の特定建築物への整備をこれから行う場合には、以下の特例を並行して活用することも想定される。

- ・ 学校以外の用途に変更するに当たっては、特定建築物の用途が用途地域の制限にかかる場合には、法第 17 条の 40 から法第 17 条の 42 の特例を活用する。
- ・ 第一種低層住居専用地域の廃校において当該事業を実施する場合、法第 17 条の 44（建築物の高さの限度に係る許可の特例）を同時に活用することも考えられる。

また、地域再生推進法人が当該特例を活用して整備された特定施設を運営する際には、廃校の使用と併せて清掃等を実施し、地域の環境の維持・向上を図ることが必要であるため、事業計画に清掃等を実施することを記載することが考えられる。

7. 都市公園の占用の許可の特例（法第 17 条の 46）

（１）特例を活用する事業の概要

（２）特定区域において行う特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する次に掲げる事項

- ・ 当該事業の実施主体の氏名（法人の場合はその名称及び事務所の所在地）

- ・ 特定区域の区域並びに都市公園の名称及び所在地
- ・ 日用品に係る露店、商品置場等の施設の種類及び構造
- ・ 都市公園内の施設の設置場所
- ・ 施設の管理方法
- ・ 都市公園に施設を設置する理由

<記載イメージ>

例えば、都市公園でマルシェを開催することにより、地域住民の日用品等の買物利便性を確保する場合

- ・ 実施主体の氏名、住所（法人の場合はその名称及び事務所の所在地）
- ・ 特定区域と当該事業を実施する都市公園の名称、地番及び位置が分かる地図
- ・ マルシェで販売される日用品等の内容と数量の概要、日用品等を販売するに当たって必要となるテント、屋台、机及び付属物（椅子、スタンド看板等）とこれらの構造
- ・ 都市公園内におけるマルシェの開催場所（マルシェの規模）、施設の設置場所を記載した地図や配置図
- ・ マルシェの開催期間や開催時間に合わせた施設の管理方法、施設の占用が地域住民の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと
- ・ 地域住民の生活利便性の向上を鑑みた、周辺の商業施設の立地の状況、地域住民の高齢化率等（例えば、半径 500m 以内に買物施設がない、地域住民の高齢化率が 50% を超え、日用品等の買物アクセスが困難になっている状況）と、マルシェの開催が地域住民の買物支援につながるという当該事業の実施の理由

また、マルシェ等の開催に当たって、占用許可を取得する施設の設置場所を含む都市公園の清掃等を実施し、地域の環境の維持・向上を図ることが必要であるため、事業計画に清掃等を実施することを記載することが考えられる。

8. 有料老人ホームの届出の特例（法第 17 条の 47）

（1）特例を活用する事業の概要

（2）法第 17 条の 47 第 1 項の規定に係る実施主体に関する事項

法第 17 条の 47 に係る「有料老人ホームの届出の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

また、以下の事項について本計画の別紙として記載する必要がある。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・ 実施主体の氏名（法人の場合はその名称及び事務所の所在地）
- ・ 有料老人ホームの施設名、設置予定地、事業開始の予定年月日

- ・有料老人ホームの管理者の氏名
- ・有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

9. 居宅サービス事業等に係る指定の特例（法第 17 条の 48）

- （1）特例を活用する事業の概要
- （2）法第 17 条の 48 第 1 項の規定に係る実施主体に関する事項

法第 17 条の 48 に係る「居宅サービス事業等に係る指定の特例」を活用する場合は、特例を活用して実施する事業の概要について記載。

また、以下の事項について本計画の別紙として記載する必要がある。以下の内容が分かる書類を添付する方法も考えられる。

- ・実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、職名
- ・事業所の名称、所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・居宅サービスの種類
- ・事業の開始の予定年月日

10. 一般旅客自動車運送事業の許可等の特例（法第 17 条の 52）

- （1）特例を活用する事業の概要
- （2）法第 17 条の 50 の規定に係る実施主体に関する事項
- （3）実施主体は、法第 17 条の 50 の規定により地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成するに当たり、以下の事項について記載。

- ・住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域
- ・住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容
- ・住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施予定期間
- ・住宅団地再生道路運送利便増進事業の資金計画
- ・住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施による住宅団地再生の効果
- ・その他国土交通省令で定める事項（国土交通省関係地域再生法施行規則第 17 条）

11. 自家用有償旅客運送の登録等の特例（法第 17 条の 53）

- （1）特例を活用する事業の概要
- （2）地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する次に掲げる事項
 - ・実施主体が地域再生推進法人である場合には、名称及び住所並びにその代表者の氏名

- ・路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車の数その他国土交通省令で定める事項（国土交通省関係地域再生法施行規則第8条）

- ・運送しようとする旅客の範囲
- ・自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行おうとする場合にあっては、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

12. 貨物利用運送事業法の特例（法第17条の56）

（1）特例を活用する事業の概要

（2）法第17条の54の規定に係る実施主体に関する事項

（3）実施主体は、法第17条の54の規定により地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成するに当たり、以下の事項について記載。

- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施する区域
- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業の内容
- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施予定期間
- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業の資金計画
- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施による住宅団地再生の効果
- ・住宅団地再生貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第11条（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）の運輸に関する協定を締結するときは、その内容
- ・その他国土交通省令で定める事項（国土交通省関係地域再生法施行規則第27条）

13. 貨物自動車運送事業法の特例（法第17条の58）

（1）特例を活用する事業の概要

（2）法第17条の54の規定に係る実施主体に関する事項

（3）実施主体は、法第17条の54第2項の規定により上記のとおり住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に必要事項を記載。

第5章 計画の成果目標の設定

1. 目標の設定

（1）目標

ここでは、認定を受けた地域再生計画「4－3」に記載した目標を基にして記載。

（２）目標の達成状況の点検・評価方法

ここでは、認定を受けた地域再生計画「７－１」に記載した目標の達成状況に係る評価の手法を参考にして記載。目標の達成状況の点検・評価体制、点検・評価の主体、方法、頻度など目標の達成状況に係る評価の公表の手法などを記載することも考えられる。

２．スケジュールについて

ここでは、本計画に記載した事業・取組について、計画実施期間のスケジュールを記載。図表で記載することも考えられる。